



神奈川県 保険医新聞

発行所 神奈川県保険医協会 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 (TSプラザビルディング2階)
電話045-313-2111(代表) F A X 045-313-2113 横浜中央郵便局私書箱第319号
購読料 一部300円(会員の購読料は会費に含まれています) 発行人 田中麻衣子

診療報酬改定に伴い、事務局が繁忙期となるため、下記期間は電話による問い合わせ時間を変更いたします。

会員のみなさまへ

2026年4月1日～同年7月末日まで(予定) (現行)9:00～17:00 →(変更後)9:30～16:00

おしらせ

なお、診療報酬改定については当会ホームページに「診療報酬改定特設ページ」を設けています。よく寄せられるご質問や、疑義解釈などを随時掲載していきますので、ホームページも是非ご利用ください。

神奈川県保険医協会



第71回定時総会

経営・生活守る原点回帰

さらなる医療費総枠の拡大を求める

協会は6月21日、横浜ベイシエラトンホテル&タワーズで第71回定時総会を開催。会員58名、役員25名の計83名が参加した(委任状は1千973通)。議事では、2026年度活動方針案「開業保険医の経営と生活を守る」協会の設立趣旨へ原点回帰し、現状を打開しよう。社会保障の所得再分配強化が地域医療と国民生活を救う」をはじめ、全5議案が承認された(関連…2・4・6面)。

冒頭の挨拶で田辺理事長は、石油価格の高騰に伴う医療材料の供給不安・価格高騰に言及し、今次診療報酬改定で新設された物価対応となる平和な世界を望んだ。



田辺理事長

は二村副理事長が提案。会員・患者署名や財務省・厚労省要請の成果として26年度診療報酬プラス改定を挙げた。また、中東情勢による医療用資材の不足を訴え、政府の備蓄放出へ繋げた報告。新点数研究会も好評であり、協会への高い信頼度が現れていると。教訓として、医療現場の声に基づいた地道な運動がプラス改定や小児医療費助成制度の全県拡充などの大きな成果に繋がると述べた。

人材確保、AI活用への言及も

「2026年度活動方針」

記念講演

デマへの対抗策は 対話や傾聴

議事に先立ち行われた記念講演では、熊本学園大学・経済学部教授(比較文化論)のカーク・マスデン氏が登壇。「メディアを通して見えてくる日本―医療デマに翻弄されるアメリカから学ぶべき教訓は?―」をテーマに講演した。

マスデン氏はまず、講演に先立ちスマートフォンで回答できるアンケートを実施した。医療に関する誤情報・偽情報の影響について



マスデン氏

医師の実感を問うもので、参加者同士が互いの考えを共有できる場を設けることを目的としていた。結果はアメリカの調査との比較とともに、下記QRコードで引き続き閲覧できる。

講演の中心は米国の厚生長官となったロバート・F・ケネディ(RFK Jr.)氏であった。地形理論(19世紀由来の疑似科学的考え方で、「体内環境論」

などとも訳される、エイズの薬物由来説、COVID「人種標的」説など、科学的根拠のない主張を長年にわたって広めてきた同氏が、なぜ厚生長官にまで上り詰めたのか。マスデン氏

はその背景として、オピオイド禍・イラク戦争・2008年金融危機・パンデミック時の二転三転など、メディアが公衆を守れなかった事例が積み重なり、信頼が失われてきたことを指摘した。ギャラップ社の調査では、アメリカのメディアへの信頼度は70%から28%へと崩落している。さらに、インターネット時代にはメディアが意図的に無視するテーマの存在が可視化されるようになり、メディアに対する反感や不信感が更に広がってきた。こうした状況がケネディ氏の台頭の温床となった。

では、誤情報を深く信じ込んだ患者にどう向き合えばよいか。講演内で紹介されたファウチ医師やアレク・ブラック氏の事例を引き合いに、▽対話を通じて対立や不信を克服することは可能であること、▽論破ではなく、傾聴と関係構築こそが変化を生むとマスデン氏は締めくくった。

なお、参加者も医療デマ等に悩まされている現状がアンケート結果で明らかに

アンケート結果

デマへの対抗策は対話や傾聴

「2026年度決算」は財政部長の竹下副理事長が全体収支を黒字で提案。監査報告に立った鶴養監事は、財政運営と財政管理が適切だと報告した。

「2026年度予算」は事業収支をマイナスイ、全体収支を黒字で提案。事業収支については歯科の新点数関連テキスト購入費用によるマイナスイとした。

質疑では小出一久先生が▽新年会の予算、▽事務局の業務効率化、主に電話対応へのAI導入について

質した。新年会については「273万円の予算立て」との竹下副理事長の答弁に対し、小出先生は会員の出席が少なく問題提起。多くの会員が出席できるように周知する必要があるとして、竹下副理事長は活用を検討したいと発言。田辺理事長は、既に一部始めているとした上で、電話対応は点数関連の質問が個々で複雑化しており、

過去の傾向から学ぶAIでは対応が難しいと答弁した。会員からの質問には全て答えているとし、改定時期の電話対応時間の短縮への理解を求めた。

「決議・スローガン採択」は澤田秀之起草委員長(横浜市旭区・歯科)が提案し、採択された。

議事終了後には会員表彰、福引会、懇親会が行われた。

上げ、▽「二部保険外療養」の問題性周知、▽将来協会を担う人材の確保等に取組むとした。

質疑では、小出一久先生(藤沢市・歯科)が故・小笠原敏夫元顧問について、元会員であっても物故会員一覧に記載し、黙祷の場を設けたことに謝辞を述べた。また今年度活動方針に対しては同氏の理念を踏まえた運動内容であるとし、賛意を示した。

「2024年度決算」は財政部長の竹下副理事長が全体収支を黒字で提案。監査報告に立った鶴養監事は、財政運営と財政管理が適切だと報告した。

「2026年度予算」は事業収支をマイナスイ、全体収支を黒字で提案。事業収支については歯科の新点数関連テキスト購入費用によるマイナスイとした。

質疑では小出一久先生が▽新年会の予算、▽事務局の業務効率化、主に電話対応へのAI導入について

質した。新年会については「273万円の予算立て」との竹下副理事長の答弁に対し、小出先生は会員の出席が少なく問題提起。多くの会員が出席できるように周知する必要があるとして、竹下副理事長は活用を検討したいと発言。田辺理事長は、既に一部始めているとした上で、電話対応は点数関連の質問が個々で複雑化しており、

過去の傾向から学ぶAIでは対応が難しいと答弁した。会員からの質問には全て答えているとし、改定時期の電話対応時間の短縮への理解を求めた。

「決議・スローガン採択」は澤田秀之起草委員長(横浜市旭区・歯科)が提案し、採択された。

議事終了後には会員表彰、福引会、懇親会が行われた。

杏林往来

終戦宣言も出されたというが中東情勢の影響を受け、ニトリルグループなどの価格が高騰し、入手しづら

い状況が続いている。今回の診療報酬改定で物価対応の点数が付いたが、今の物価上昇には全く及ばない。医療用ニトリルグループは3月上旬まで1箱(1000枚入り)400円程度で入手できたが、今は1千円を超えることもある▼政府は備蓄するニトリルグループの放出を始めたが、その価格(1箱598円)も決して安くはなく、G・MISで要請してからアスクルで届くまで3週間かかった。緊急要請した医院に面倒な手続きなしに無償で配るなど、もっと早く、安価に供給してほしい。私は先日、保育園の歯科検診に200枚ほど使ってしまった。小さい子どもにはミラー等の使用も拒絶され、手に何も持っていないことを見せ、グループで頬をよけて診るのが手取り早い▼紙エプロンや紙コップ、プラスチック製歯科材料なども軒並み値上げしてきており、入手も困難になりつつある。ほとんどの歯科治療は材料がないと治療できない。私の医院には在庫を抱えるスペースもないため大量発注もできず、注文状況や上がる材料費と睨めつこの苦しい日々が続いている。政府には備蓄グループの放出のみならず、物価対応加算の上乗せや新たな補助金の支給など地域の医療を支えるためにあらゆる支援策を早急に講じてほしい。(F)

第71回定時総会決議

長年の低診療報酬政策と昨今の物価・人件費の上昇により、医療機関経営は苦境に立たされている。そこに中東情勢の緊迫が重なり、更なる物価高騰と医療資材の供給不足が生じ、医療機関経営は深刻さを増している。2025年度の閉院・廃院数は過去最高を更新し、地域医療の崩壊が現実味を増してきた。

今年診療報酬改定は医療界が一致団結し、30年ぶりの本体プラス3%台を実現したが、我々が求めた10%以上のプラス改定には程遠く不足感は否めない。また、改定率の内訳は賃上げ分1・7%、物価対応分0・76%など細分化されるばかりか、用途が限定され、医療の充実分は実質プラス0・1%しか充てられていない。更に、年々診療報酬が複雑化され、事務負担増大

質賃金が物価上昇に追い付かず、富裕層と中間層以下の経済格差が拡大している。この状況は、初診患者の8割、外来患者の7割を診る診療所と、病院が連携し「面」として支えている。地域医療を崩壊させないためには、基本診療料等の大幅引き上げは待ったなしである。また、中東情勢の悪化による物価高騰と医療資材の供給不足に対しては、医療機関への緊急の財政支援が必須である。

医療DXでは、オンライン資格確認やマイナ保険証で翻弄された上、電子カルテの義務化方針が重なり、急激なデジタル化に対応できないとして閉院をする医療機関が出ている。地域医療の重要な担い手に引退を決断させるなどあつてはならない。国民生活に目を向けると、実

今年3月31日までに当該点数の届出を行っている事務連絡で大きく方針転換するというのは、果たして行政文書として正しいのか。5月1日に届出された事務連絡いさと言えぬのだろうか。厚生局に届出が受理され

今年診療報酬改定は前回に引き続き2度目の6月施行となった。点数表の告示・通知は3月に発出され、施行日である6月1日までにそれらの訂正の事務連絡が3本、疑義解釈資料送付の事務連絡が7本発出された。事務連絡が発出される度に、医療機関は改定準備のために頭を悩ますことになる。とりわけ特徴的だったのは、在宅時医学総合管理料の届出に関する事項だろう。3月に発出された告示・通知では

主張 事務連絡の乱発 行政文書として 正しい姿か

また、従前の「在宅緩和ケア充実診療所・病院も瀬戸際の発出である。加算」から移行した「在宅医療充実体制加算」は、届出事項の計算に必要となる対象期間が5月29日

た。告示・通知の事項が点数の届出で行っている事務連絡で大きく方針転換するというのは、果たして行政文書として正しいのか。5月1日に届出された事務連絡いさと言えぬのだろうか。厚生局に届出が受理され

の疑義解釈でようやく明らかにされた。改定施行度がある。厚生労働省には標を正して、告示・通知を発出してもらいたい。一方、通院・在宅精神療法の「精神保健指定医以外が行う場合」に設けられた施設基準（①20年以上の精神医療の経験、②精神医療に係る行政事業への関与等）の両方を持つものは、告示・通知の発出後、精神科会員の要望もあり、協会として厚労省と懇談し是正の

担を増やし、受診抑制を招くような見直しであり、国民皆保険の応能負担原則を踏みにじるに等しい。さらには、4月からオンライン診療を受診する「場所」の提供を業とするオンライン診療受診施設が誕生した。営利企業による設置・運営が可能であり、我々が想像もし得ないビジネスモデルに発展し、医療の市場化を加速させる可能性がある。

記

一、保険医および医療従事者の生活と権利を守るため、期中改定を含め、初・再診料など基本診療料の引き上げ等と、複雑化する診療報酬の簡素化や診療報酬の不合理是正を実現すること

一、折からの低診療報酬に加え、中東情勢の緊迫による医療資材の供給不足や価格高騰の実態を踏まえ、経営が逼迫する医療機関への財政・物資の支援を速やかに実施するよう取り組むこと

一、保険給付の対象範囲を狭め、患者負担を拡大する「二部保険外療養」の凍結を求めること

一、「いつでも、どこでも、だれでも」必要な医療を受けられるよう「医療費の窓口負担「ゼロの会」」の実現をめざすこと

理事会だより

第32期第18回理事会
6月11日（木）
〈役員29名、出席23名（うちWEB7名）〉

【議長報告】

医療保険制度改革関連法案が成立したが、2027年3月には一部保険外療養がまずはOTC類似薬に対して導入される。この先に予測される保険外しや保険外サービスとの保険外併用に対する、公的医療保険を後退させない運動について議論が行われた。

医療政策研究室から、一部保険外療養とOTC類似薬の保険外しの国会質疑の読み方について解説された。「健康保険法関連法案の成立に抗議する」とともに「一部保険外療養」の凍結・廃止を求める。理事会声明の内容が協議された。（議長・山本園）

光ディスク請求の継続

毎年8月末までの届出が必要

届出様式に変更あり

2024年10月以降、光ディスク（CD等）による診療報酬請求を継続するためには、1年ごとに「猶予届」の提出が必要となる。26年10月以降も引き

2026年版様式の主な変更点

6月10日付で発出された通知により、申請用の「様式第1号」が改定された。今回の変更で注目すべき点は、現時点でオンライン請求へ移行できない理由として「特に困難な事情がある」を選択した場合に、「オンライン資格確認の実施の有無」を回答する項目が追加されるなど、医療機関の状況がより詳細に確認される

郵送は2カ所に提出

届出の提出は、原則として「医療機関等向け総合ポータルサイト」内の申請フォームからオンラインで行う（下記QRコード）。や



医療機関等向け総合ポータルサイト

診療報酬
改定
2026

医科・歯科

疑義解釈(その9)

今年6月からの点数改定に関して、厚労省より6月26日付で「疑義解釈（その9）」が出された。以下に主なものを掲載する（当会で一部編集。問番号について医科歯科共通と医科は原文ママ、歯科は協会が付番）。歯科では特に、今回の疑義解釈で歯科疾患管理料への加算点数である特別管理加算の施設基準について、「歯科診療所は都道府県等と病院の両方と連携する必要」があることが明記された。自治体との連携は必須となるため、もし連携が取れていないのであれば辞退届を出していただく必要がある。なお、全文は右記QRコードや協会ホームページ「いい医療ドットコム」等をご参照いただきたい。



その9

《医科歯科共通》

【初・再診料】

	質問	回答
1	健診等を実施した日と同一日の別の受診において、 健診等に関する疾病に対して保険診療を行う場合には、再診料又は外来診療料を算定することができるとされているが、当該「同一日の別の受診」とはどのような場合が該当するのか。	例えば、健診等にかかる診療等及び会計が終了した後（公費の健診等で自己負担がなく会計を要しない場合には、受付等において健診等に係る終了手続を終えた後）、同一日中に、患者の 状態の変化等の客観的な必要性により新たな受療料が必要となり改めて患者が受診する場合が該当する。 客観的な必要性がなく、単に診療時間該「同一日の別の受診」を形式的に区切ったり、予め再度の受診を指示したりする場合には、別の受診として取り扱わ ない。

《医科》

【在宅医療充実体制加算】

	質問	回答
6	往診料の加算等に規定する在宅医療充実体制加算の施設基準について、アでは「当該保険医療機関に配置されている在宅医療を担当する常勤換算医師数が3名以上かつ常勤医師数が2名以上である」とされており、またキでは「 <u>がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会</u> 」又は「 <u>緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等</u> 」を修了している常勤の医師が、在宅医療を担当している」とされているが、在宅医療を担当する常勤の医師がすべて当該研修会を修了している必要があるか。	在宅医療を担当する常勤の医師のうち、少なくとも1名が当該研修会を修了していれば、施設基準のキを満たす。なお、在宅医療を担当する常勤の医師はすべて当該研修会を修了していることが望ましい。

【腎代替療法診療体制充実加算】

	質問	回答
8	人工腎臓の注15に規定する腎代替療法診療体制充実加算の施設基準について、「腎移植について、患者の求めに応じて適切に相談に応じ、かつ、腎移植に向けた手続きを行った患者（日本臓器移植ネットワークに腎臓移植希望者として新規に登録された患者、先行登録の腎移植が実施された患者又は腎移植が実施され透析を離脱した患者をいう）」とあるが、 腎臓移植希望者として日本臓器移植ネットワークに登録されている患者のうち、初回登録日から1年を経過した患者であって、当該登録について各年度3月31日までに登録更新の手続きが行われ、当該年度の4月1日時点において登録が継続しているものについても、「腎移植に向けた手続きを行った患者」に含まれるか。	含まれない。なお、令和10年5月31日までの間に限り、「腎移植について、患者の求めに応じて適切に相談に応じ、かつ、腎移植に向けた手続きを行った患者（日本臓器移植ネットワークに腎臓移植希望者として新規に登録された患者、先行登録の腎移植が実施された患者又は腎移植が実施され透析を離脱した患者をいう）」が前年に2人以上いること。」の基準については該当するものとみなすことに留意されたい。

《入院点数》入院基本料等の減算免除に一定の届出猶予

令和8年3月31日時点において入院ベースアップ評価料を届け出ている保険医療機関又は令和8年3月31日時点において外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）を届け出ている有床診療所であっても、様式98を提出しなければ入院基本料等を減算することとされており、6月以降入院基本料等の所定点数を算定するには6月1日までに様式98の届出を行う必要があった。疑義解釈その9により、6月1日までに届出を行っていない医療機関について、実質的に届出の猶予が設けられたことが示された。詳細は「疑義解釈（その9）」の「看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料関係」の「問1」をご参照いただきたい（上記QRコード）。

《歯科》

【口腔機能実地指導料（口指導）】

	質問	回答
1	「疑義解釈（その1）」において、当該指導料（口指導）の施設基準に規定する研修の主催団体が例示されているが、 歯科大学等の医育機関は研修の主催団体に含まれるのか。	定期的に学術研修を実施している医育機関が設置する学会は、含まれる。

【3次元プリント有床義歯（3DFD）】

	質問	回答
2	3次元プリント有床義歯（3DFD）の製作に用いる装置は、医療機器の一般的名称が「 歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット 」と「 歯科技工用重合装置 」であって、かつ、3次元プリント有床義歯（3DFD）の製作を目的として保険適用されている装置を用いた場合のみ算定できるのか。	そのとおり。なお、当該医療機器の保険適用の有無については、製造販売業者に確認すること。

【特別管理加算（特管）】

	質問	回答
3	施設基準において、「都道府県等と連携が図られている保険医療機関であること。ただし、歯科診療所においては、 歯科を標榜する病院との連携が図られていること。 」とあるが、 ① 歯科診療所は、都道府県等と病院の両方と連携する必要があるのか。 ② 都道府県等との連携について、連携内容についての要件はあるのか。	①そのとおり。 ②具体的な連携内容が規定していないが、届出を行う保険医療機関と都道府県等との間で、何らかの連携体制が構築されている必要がある。

【歯冠修復及び欠損補綴】

	質問	回答
4	令和8年度（2026年度）診療報酬改定において、保険適用の判断に係る取扱いの見直しが行われたが、引き続き事前承認の対象となっている留意事項通知の第12部の通則20のイからハ※については、理 <u>イ 有床義歯では目的が達せられないか又は誤嚥等の事故を起こす恐れが極めて大きい場合であってブリッジを行う以外に方法がない場合</u> <u>ロ 矯正・先天性欠如等により第一小臼歯、第二小臼歯、第一大臼歯欠損のブリッジにおいて、欠損歯数は3歯であるが、間隙の方が1歯分程度小さく2歯分となる場合</u> <u>ハ 移植歯を支台歯とするブリッジを製作する場合</u>	差し支えない。ただし、電子媒体での提出に際しては、以下に留意すること。また、電子媒体で判読が困難とされた場合は、電子媒体での再提出もしくはエックス線フィルムや模型を速やかに提出すること。 ①一般的に閲覧可能なファイル形式で、判読可能な画質で提出すること。 ②模型については、上下顎模型の写真もしくは3次元デジタル模型から作成した画像データにて、正面観、側方面観、咬合面観及び咬合関係を確認できる資料を提出すること。 ③通則20のロについては、欠損部や歯冠の幅径等が分かるように、模型に定規等を含めた写真等とすること。

【歯科技工所ベースアップ支援料（歯技ベア）】

	質問	回答
5	歯科技工所ベースアップ支援料（歯技ベア）の施設基準届出時に、既に歯科技工所において補綴物等の製作等を開始している場合も対象となるのか。	対象となる。補綴物等の装着時に、当該支援料（歯技ベア）を算定して差し支えない。
6	鉤の製作等を歯科技工所に委託する際に、次の場合は、歯科技工所ベースアップ支援料（歯技ベア）は算定できるのか。 ①鉤の製作に係る技術料及び材料料のみを算定する場合 ②鉤の製作や組込等に伴い有床義歯修理を併せて算定する場合	①算定できない。 ②義歯修理の装着料の算定時に、当該支援料を算定して差し支えない。

「新聞投稿」募集中！

会員からの投稿を随時募集しています！文字数は800字程度。
ご不明点は新聞部まで（TEL：045-313-2111 FAX:045-313-2113）。
メールアドレス:kanahoi-shinbun@hoken-i.co.jp
※内容によっては加筆・修正をお願いすることがございますことをご了承ください。



〈敬寿会員表彰〉（順不同・敬称略）

◆80歳以上で会員歴20年以上（合計31名）

地区	年齢	氏名
川崎市川崎区	80	松田 文男
川崎市中原区	80	菊岡 正和
川崎市中原区	80	二宮 嵩寛
川崎市高津区	80	廣津 伸夫
川崎市多摩区	80	西根 晃
川崎市麻生区	80	葛西 庸子
横浜市緑区	80	加藤 喜夫
横浜市中区	80	渡邊 知雄
横浜市港南区	80	大西 俊正
横浜市港南区	80	原口 壽夫
横浜市金沢区	80	所 正彦

◆70歳以上で会員歴10年以上（合計179名）

地区	年齢	氏名
川崎市川崎区	70	宍戸 寛治
川崎市川崎区	70	田中 久善
川崎市川崎区	70	安藤 龍一
川崎市川崎区	70	金子 富士雄
川崎市川崎区	70	池田 清美
川崎市中原区	70	黒澤 真澄
川崎市中原区	70	寺戸 孝之
川崎市幸区	71	米田 直人
川崎市幸区	70	松村 照代
川崎市幸区	70	詫摩 哲郎
川崎市高津区	70	相馬 忠信
川崎市高津区	70	月岡 稔雄
川崎市高津区	70	福西 康夫
川崎市高津区	70	三浦 徳明
川崎市多摩区	70	土井 義之
川崎市多摩区	70	江川 文誠
川崎市多摩区	70	黒須 知二
川崎市多摩区	70	石川 雅一
川崎市麻生区	70	松井 桂一郎
川崎市麻生区	70	津田 則子
川崎市麻生区	70	田中 繁
川崎市宮前区	70	佐々木 健一
川崎市宮前区	70	植木 茂年
川崎市宮前区	70	山本 一哉
横浜市西区	70	田淵 土志夫
横浜市西区	70	中島 清則
横浜市神奈川区	70	小泉 日出一
横浜市神奈川区	70	若倉 学
横浜市神奈川区	70	小林 淳一
横浜市神奈川区	70	三島 裕
横浜市神奈川区	70	斎藤 庸男
横浜市神奈川区	70	篠原 裕
横浜市港北区	70	池田 和男
横浜市港北区	70	田村 元
横浜市港北区	70	北田 守
横浜市港北区	70	小島 聡
横浜市都筑区	70	百々 秀心
横浜市都筑区	70	小林 雅子
横浜市都筑区	70	真砂野 仁
横浜市都筑区	70	近兼 健一朗
横浜市都筑区	70	村田 眞
横浜市青葉区	70	高橋 利之
横浜市青葉区	70	林 莊太郎
横浜市青葉区	70	加久 浩文
横浜市青葉区	70	西山 玄洋
横浜市緑区	70	松尾 敏正
横浜市緑区	70	浅井 潤一郎
横浜市青葉区	70	元開 富士雄
横浜市青葉区	70	安西 春幸
横浜市青葉区	70	木村 敬子
横浜市鶴見区	74	鴨志田万喜子
横浜市鶴見区	70	小池 均
横浜市鶴見区	70	坂本 尚子
横浜市鶴見区	70	星野 孝夫
横浜市鶴見区	71	澁谷 恭子
横浜市鶴見区	70	原 直
横浜市中区	70	竹永 雅美
横浜市中区	70	渡會 伸治
横浜市中区	70	熊坂 秀和
横浜市中区	70	堀内 信隆

〈功労者表彰〉（順不同・敬称略）

◆評議員（合計11名）

地区	氏名	医科・歯科	在任年数	就任の年
横浜―東南	洞澤 繁	歯科	15期30年	1995年
横浜―西南	紺野 勉	医科	15期30年	1995年
湘南	北山 禎昭	医科	15期30年	1995年
横浜―東南	更家 誠	歯科	10期20年	2005年
湘南	永海 一秀	歯科	10期20年	2005年
県央	宮川 昭造	歯科	10期20年	2005年
県央	木村 聡	歯科	10期20年	2005年
県央	片岡 誠	歯科	10期20年	2005年
相模原	高 康洋	歯科	10期20年	2005年
鎌倉	坂村 昭彦	歯科	5期10年	2016年
西湘	安藤 進	医科	5期10年	2015年

地区	年齢	氏名
横浜市金沢区	80	佐藤 重一
横浜市旭区	80	黒川 元次郎
横浜市戸塚区	80	渡辺 秀司
横浜市青葉区	80	加藤 富也
相模原市南区	80	長谷川 倫雄
相模原市南区	81	山内 浩
相模原市南区	80	中野 敬三
横須賀市	80	野村 良彦
横須賀市	80	青木 章子
藤沢市	80	佐川 幸司
藤沢市	80	近藤 潔

地区	年齢	氏名
横浜市中区	73	金子 浩
横浜市南区	70	島田 誠
横浜市南区	70	山下 誠
横浜市港南区	70	宮川 秀郎
横浜市港南区	70	日下 和也
横浜市港南区	70	豊福 孝夫
横浜市港南区	70	今井 健介
横浜市港南区	70	別部 智司
横浜市磯子区	70	林 武利
横浜市磯子区	70	齊藤 綾子
横浜市磯子区	70	伴 孝
横浜市磯子区	70	佐々木 祥仁
横浜市磯子区	70	羽田 京太郎
横浜市磯子区	70	河野 卓也
横浜市磯子区	70	野島 俊種
横浜市金沢区	70	笹本 幸資
横浜市金沢区	70	森 由雄
横浜市金沢区	70	河本 和行
横浜市金沢区	70	吉村 英樹
横浜市金沢区	70	五十嵐 智一
横浜市保土ヶ谷区	70	種田 清隆
横浜市保土ヶ谷区	70	鈴木 達也
横浜市保土ヶ谷区	70	田近 栄四郎
横浜市保土ヶ谷区	70	岩崎 弘幸
横浜市旭区	70	室谷 陽裕
横浜市旭区	70	中田 譲
横浜市旭区	70	大野 正雄
横浜市旭区	70	蓮尾 公篤
横浜市旭区	70	丹治 弘幸
横浜市旭区	70	田口 克司
横浜市旭区	70	相澤 一喜
横浜市旭区	70	相澤 扶美子
横浜市戸塚区	70	藤岡 伸欣
横浜市戸塚区	70	平田 利一
横浜市栄区	70	田中 正樹
横浜市泉区	79	安藤 暢敏
横浜市戸塚区	70	北川 節次
横浜市戸塚区	70	高野 佳正
横浜市戸塚区	70	小泉 友喜彦
横浜市戸塚区	70	上田 博行
横浜市瀬谷区	70	新谷 雅隆
横浜市栄区	70	澤田 敦夫
相模原市緑区	70	向坂 彰二郎
相模原市緑区	70	梶原 功嗣
相模原市緑区	70	小林 國力
相模原市緑区	70	落合 義彦
相模原市中央区	70	金森 晃
相模原市中央区	70	田所 義晃
相模原市中央区	70	鍋木 宏
相模原市中央区	70	尾形 長雄
相模原市中央区	70	永松 直子
相模原市南区	70	池田 茂
相模原市南区	70	山本 晴章
相模原市南区	70	大槻 隆治
相模原市南区	70	志村 英俊
横須賀市	70	今井 信介
横須賀市	73	野口 純男
横須賀市	70	春田 明郎
横須賀市	70	佐藤 真紀子
横須賀市	70	東川 敬

地区	年齢	氏名
藤沢市	80	塗山 百寛
藤沢市	80	佐藤 豊子
藤沢市	80	武内 鉄夫
厚木市	80	黒岩 隆
逗子市	80	工藤 房子
逗子市	80	山本 勇
小田原市	80	南 康平
秦野市	80	島田 繁
逗子市	80	川村 ひろみ

地区	年齢	氏名
横須賀市	70	蛭名 洋子
横須賀市	70	横井 隆志
横須賀市	70	高宮 光
横須賀市	70	小林 均
鎌倉市	70	柊 光一
鎌倉市	70	飯領田久巳男
鎌倉市	70	濱名 哲郎
鎌倉市	70	寺尾 誠一郎
鎌倉市	70	安保 和俊
鎌倉市	70	陣野 和彦
鎌倉市	70	橋本 隆平
藤沢市	70	小野 俊明
藤沢市	70	河野 敏郎
藤沢市	70	針金 三弥
藤沢市	70	菰田 裕康
藤沢市	70	稲山 貴子
藤沢市	70	加戸 豊彦
藤沢市	70	林 康史
藤沢市	70	森谷 浩司
藤沢市	70	山崎 健
藤沢市	70	濱 敦行
茅ヶ崎市	70	溝上 淳子
茅ヶ崎市	70	真下 和宏
茅ヶ崎市	70	兼本 絹代
茅ヶ崎市	70	大野 俊幸
茅ヶ崎市	70	斎藤 則善
茅ヶ崎市	70	横山 裕哉
高座郡寒川町	70	竹田 道
大和市	80	大屋敷美志枝
大和市	70	吉竹 弘行
厚木市	70	阪元 政郎
厚木市	70	鶴窪 一行
厚木市	70	小原 重孝
厚木市	70	森本 隆雄
厚木市	70	北山 博嗣
厚木市	70	馬嶋 順子
厚木市	70	久保田 千鳥
座間市	70	山中 京治
逗子市	70	紙谷 裕昭
小田原市	70	清水 典子
南足柄市	70	河野 典博
南足柄市	70	萩原 学
足柄下郡箱根町	70	門田 学
足柄下郡箱根町	70	土屋 俊彦
小田原市	70	小澤 優樹
平塚市	70	永樂 仁
平塚市	70	市島 泰子
小田原市	70	三宅 正純
秦野市	70	栄枝 重典
秦野市	70	高橋 祥子
足柄上郡大井町	70	武田 啓介
伊勢原市	70	梶山 和恵
伊勢原市	70	田中 克巳
秦野市	70	石原 幸宏
秦野市	70	露木 善伸
県外	70	松原 正典
横浜市保土ヶ谷区	70	山本 一民
横浜市鶴見区	70	山崎 敏浩

【医師会】
横浜市医師会会長・戸塚武
横濱市中区医師会会長・秋
山修一、宮前区医師会会長・
和、小田原医師会副会長・
武井和夫、横浜市青葉区医
師会会長・山本俊夫、横浜
市旭区医師会会長・岡田孝

【医療関係団体】
神奈川県病院協会会長・吉
和典、日本自治体労働組合
神奈川県建設労働組合連合
会書記局・曾我勇氣、NP
O法人かながわ総合政策研
究センター理事・事務局次
長・君嶋ちか子、神奈川県
労働組合総連合議長・住谷
和典、日本自治体労働組合

【友誼団体】
馬車道法律事務所弁護士・
佐伯剛、同弁護士・小賀坂
徹、同弁護士・竹中由重、
同弁護士・中込竜司、同弁
護士・浦田薫、同弁護士・
藤井咲妃、税理士法人コン
フィアンス社員税理士・益

子道子、稲葉税理士事務所
長・政村修、神奈川県社会
保障推進協議会事務局長・
根本隆、神奈川県生活協同
組合連合会代表理事会長・
賞員伸一、神奈川県建設連
合国民健康保険組合理事
長・益田修次、神奈川税経
新人会会長・田添正寿

大樹生命保険株式会社公
共・広域法人営業部グルー
プ長・山田路子、同公共・
広域法人営業部担当部長・
塩澤利文、明治安田生命保
險相互会社公法人第四部法
人部長・片倉浩彰、同公法
人第四部法人営業課長・内
田諭志、富国生命保険相互
会社上席理事業務部部長・
鬼澤英生、同業務部専任副
部長・伊藤肇、同業務部課
長・吉田尚子、太陽生命保
険株式会社公法人部長・長
茅ヶ崎市長・佐藤光、逗子

川崎市長・福田紀彦、相模
原市長・本村賢太郎、平塚
市長・落合晃宏、鎌倉市長・
松尾崇、藤沢市長・鈴木恒
夫、小田原市長・加藤憲一、
横浜市社会保険推進協議会
協会、茨城県保険医協会、

【保団連・各協会】
全国保険医団体連合会、北
海道保険医会、岩手県保険
医協会、宮城県保険医協会、
秋田県保険医協会、山形県
保険医協会、福島県保険医
協会、茨城県保険医協会、

群馬県保険医協会、千葉県
保険医協会、東京歯科保険
医協会、岐阜県保険医協会、
静岡県保険医協会、三重県
保険医協会、滋賀県保険医
協会、京都府保険医協会、
京都府歯科保険医協会、大
阪府保険医協会、大阪府歯
科保険医協会、兵庫県保険
医協会、奈良県保険医協会、
和歌山県保険医協会、鳥取
県保険医協会、島根県保険
医協会、広島県保険医協会、
山口県保険医協会、徳島県
和

【自治体】
弘、横浜市泉区医師会会長・
渡邊豊彦、横浜市神奈川区
医師会会長・岩田篤人、横
浜市港北区医師会会長・鈴
木悦朗、横浜市瀬谷区医師
会会長・武岡裕文、横浜市
都筑区医師会会長・深澤立、
横浜市中区医師会会長・秋
山修一、宮前区医師会会長・
中田雅弘

【友誼団体】
馬車道法律事務所弁護士・
佐伯剛、同弁護士・小賀坂
徹、同弁護士・竹中由重、
同弁護士・中込竜司、同弁
護士・浦田薫、同弁護士・
藤井咲妃、税理士法人コン
フィアンス社員税理士・益
長・伊藤肇、同業務部課
長・吉田尚子、太陽生命保
険株式会社公法人部長・長
茅ヶ崎市長・佐藤光、逗子

川崎市長・福田紀彦、相模
原市長・本村賢太郎、平塚
市長・落合晃宏、鎌倉市長・
松尾崇、藤沢市長・鈴木恒
夫、小田原市長・加藤憲一、
横浜市社会保険推進協議会
協会、茨城県保険医協会、

【自治体】
相模原市健康福祉局医療政
策担当部長・椎橋誠子

【友誼団体】
馬車道法律事務所弁護士・
佐伯剛、同弁護士・小賀坂
徹、同弁護士・竹中由重、
同弁護士・中込竜司、同弁
護士・浦田薫、同弁護士・
藤井咲妃、税理士法人コン
フィアンス社員税理士・益

子道子、稲葉税理士事務所
長・政村修、神奈川県社会
保障推進協議会事務局長・
根本隆、神奈川県生活協同
組合連合会代表理事会長・
賞員伸一、神奈川県建設連
合国民健康保険組合理事
長・益田修次、神奈川税経
新人会会長・田添正寿

大樹生命保険株式会社公
共・広域法人営業部グルー
プ長・山田路子、同公共・
広域法人営業部担当部長・
塩澤利文、明治安田生命保
險相互会社公法人第四部法
人部長・片倉浩彰、同公法
人第四部法人営業課長・内
田諭志、富国生命保険相互
会社上席理事業務部部長・
鬼澤英生、同業務部専任副
部長・伊藤肇、同業務部課
長・吉田尚子、太陽生命保
険株式会社公法人部長・長
茅ヶ崎市長・佐藤光、逗子

川崎市長・福田紀彦、相模
原市長・本村賢太郎、平塚
市長・落合晃宏、鎌倉市長・
松尾崇、藤沢市長・鈴木恒
夫、小田原市長・加藤憲一、
横浜市社会保険推進協議会
協会、茨城県保険医協会、

【保団連・各協会】
全国保険医団体連合会、北
海道保険医会、岩手県保険
医協会、宮城県保険医協会、
秋田県保険医協会、山形県
保険医協会、福島県保険医
協会、茨城県保険医協会、

群馬県保険医協会、千葉県
保険医協会、東京歯科保険
医協会、岐阜県保険医協会、
静岡県保険医協会、三重県
保険医協会、滋賀県保険医
協会、京都府保険医協会、
京都府歯科保険医協会、大
阪府保険医協会、大阪府歯
科保険医協会、兵庫県保険
医協会、奈良県保険医協会、
和歌山県保険医協会、鳥取
県保険医協会、島根県保険
医協会、広島県保険医協会、
山口県保険医協会、徳島県
和

【保団連・各協会】
全国保険医団体連合会、北
海道保険医会、岩手県保険
医協会、宮城県保険医協会、
秋田県保険医協会、山形県
保険医協会、福島県保険医
協会、茨城県保険医協会、

群馬県保険医協会、千葉県
保険医協会、東京歯科保険
医協会、岐阜県保険医協会、
静岡県保険医協会、三重県
保険医協会、滋賀県保険医
協会、京都府保険医協会、
京都府歯科保険医協会、大
阪府保険医協会、大阪府歯
科保険医協会、兵庫県保険
医協会、奈良県保険医協会、
和歌山県保険医協会、鳥取
県保険医協会、島根県保険
医協会、広島県保険医協会、
山口県保険医協会、徳島県
和

【保団連・各協会】
全国保険医団体連合会、北
海道保険医会、岩手県保険
医協会、宮城県保険医協会、
秋田県保険医協会、山形県
保険医協会、福島県保険医
協会、茨城県保険医協会、

群馬県保険医協会、千葉県
保険医協会、東京歯科保険
医協会、岐阜県保険医協会、
静岡県保険医協会、三重県
保険医協会、滋賀県保険医
協会、京都府保険医協会、
京都府歯科保険医協会、大
阪府保険医協会、大阪府歯
科保険医協会、兵庫県保険
医協会、奈良県保険医協会、
和歌山県保険医協会、鳥取
県保険医協会、島根県保険
医協会、広島県保険医協会、
山口県保険医協会、徳島県
和

来賓・祝電・メッセージ一覧

来賓（順不同・敬称略）

【自治体】

相模原市健康福祉局医療政
策担当部長・椎橋誠子

【医師会】

横浜市医師会会長・戸塚武
横濱市中区医師会会長・秋
山修一、宮前区医師会会長・
和、小田原医師会副会長・
武井和夫、横浜市青葉区医
師会会長・山本俊夫、横浜
市旭区医師会会長・岡田孝

【医療関係団体】

神奈川県病院協会会長・吉
和典、日本自治体労働組合
神奈川県建設労働組合連合
会書記局・曾我勇氣、NP
O法人かながわ総合政策研
究センター理事・事務局次
長・君嶋ちか子、神奈川県
労働組合総連合議長・住谷
和典、日本自治体労働組合

【顧問】

馬車道法律事務所弁護士・
佐伯剛、同弁護士・小賀坂
徹、同弁護士・竹中由重、
同弁護士・中込竜司、同弁
護士・浦田薫、同弁護士・
藤井咲妃、税理士法人コン
フィアンス社員税理士・益

子道子、稲葉税理士事務所
長・政村修、神奈川県社会
保障推進協議会事務局長・
根本隆、神奈川県生活協同
組合連合会代表理事会長・
賞員伸一、神奈川県建設連
合国民健康保険組合理事
長・益田修次、神奈川税経
新人会会長・田添正寿

大樹生命保険株式会社公
共・広域法人営業部グルー
プ長・山田路子、同公共・
広域法人営業部担当部長・
塩澤利文、明治安田生命保
險相互会社公法人第四部法
人部長・片倉浩彰、同公法
人第四部法人営業課長・内
田諭志、富国生命保険相互
会社上席理事業務部部長・
鬼澤英生、同業務部専任副
部長・伊藤肇、同業務部課
長・吉田尚子、太陽生命保
険株式会社公法人部長・長
茅ヶ崎市長・佐藤光、逗子

川崎市長・福田紀彦、相模
原市長・本村賢太郎、平塚
市長・落合晃宏、鎌倉市長・
松尾崇、藤沢市長・鈴木恒
夫、小田原市長・加藤憲一、
横浜市社会保険推進協議会
協会、茨城県保険医協会、

【保団連・各協会】
全国保険医団体連合会、北
海道保険医会、岩手県保険
医協会、宮城県保険医協会、
秋田県保険医協会、山形県
保険医協会、福島県保険医
協会、茨城県保険医協会、

群馬県保険医協会、千葉県
保険医協会、東京歯科保険
医協会、岐阜県保険医協会、
静岡県保険医協会、三重県
保険医協会、滋賀県保険医
協会、京都府保険医協会、
京都府歯科保険医協会、大
阪府保険医協会、大阪府歯
科保険医協会、兵庫県保険
医協会、奈良県保険医協会、
和歌山県保険医協会、鳥取
県保険医協会、島根県保険
医協会、広島県保険医協会、
山口県保険医協会、徳島県
和

【保団連・各協会】
全国保険医団体連合会、北
海道保険医会、岩手県保険
医協会、宮城県保険医協会、
秋田県保険医協会、山形県
保険医協会、福島県保険医
協会、茨城県保険医協会、

群馬県保険医協会、千葉県
保険医協会、東京歯科保険
医協会、岐阜県保険医協会、
静岡県保険医協会、三重県
保険医協会、滋賀県保険医
協会、京都府保険医協会、
京都府歯科保険医協会、大
阪府保険医協会、大阪府歯
科保険医協会、兵庫県保険
医協会、奈良県保険医協会、
和歌山県保険医協会、鳥取
県保険医協会、島根県保険
医協会、広島県保険医協会、
山口県保険医協会、徳島県
和

祝電・メッセージ
（順不同・敬称略）

【自治体】

【医療関係団体】

【友誼団体】

研究会案内

※研究会に会場参加の際は、マスク着用・手指の消毒等の感染症対策にご協力ください。また発熱症状等がある場合は参加をお控えください。 ※必ず事前にお申込みください。

※新型コロナウイルス感染拡大や天災等により、急遽開催形式を変更または中止させていただく場合がございます。その場合は当会HP「いい医療ドットコム」にて適宜お知らせします。予めご承知おきます。 ※協会行事においては、その模様を写真撮影し、記事とともに機関紙に掲載することがありますので予めご了承ください。

神奈川県保険医協会 Q 検索 WEB参加の申込みは、協会HP「いい医療ドットコム」のイベントカレンダーからできます。「神奈川県保険医協会」で検索を！

7月29日(水)午後7時30分～

共済セミナー

「医院経営者として必要な、お金や税金の知識を知りたい」、「将来の退職金や資産運用も考えたが、投資経験や金融知識が無く、よくわからない」、「iDeCoやNISA」も興味はあるが、よくわからない」、「ドクターのライフプランにおいて、最低限加入しておくべき生命保険って何?」、「相続対策や事業継承、生前贈与への具体的な対策を知りたい」、「子どもの教育資金の賢い積立方法って何?」、「加入中の生命保険を見直したい」、「そんな方々に協会が誇る人気講師による、開業医に最低限必要な生命保険・金融商品の知識をまとめてお伝えします!

ところ 協会会議室・WEB併用

テーマ 「ドクターとして最低限知っておきたいお金の知識【2026年版】」

講師 東京海上日動あんしん生命保険㈱ 横浜支社 エグゼクティブ・ライフパートナー

ロイヤルメンバー 石原 香介氏

参加対象 会員(医療機関スタッフ・ご家族も可)

参加方法 ①か②いずれか

①協会会議室

②WEB参加：下記QRコード

もしくは協会HP



よりお申込み

※講演会は参加できないが、別日で講師に個別相談したい」といったお声を受け、講演会に参加でも無料個別相談が可能となりました。

※WEBライブ配信で「視聴される方、配信は視聴せずに無料個別相談される方のいずれも、必ず事前にお申込み(登録)ください。」

※相談日程は講師と個別調整となりますので、左記までメールをお送りください。

※講演の後日配信はございません。当日リアルタイムでご覧ください。

お申込み 共済部・㈱神保協

【KOUSUKE.ISHIHARA@mn-anshin.co.jp】

7月20日(月・祝) 7月25日(土) 7月26日(日) 7月27日(月)

協会行事予定

7月20日～7月27日

7月20日(月・祝)

横浜支部・移動プラネタリウム13時

7月21日(火)

総務部会19時30分

7月22日(水)

文化部会19時15分。税対

経営部会20時

7月23日(木)

第20回理事会19時30分

7月25日(土)

理事懇談会15時30分

7月26日(日)

歯科新規指定医講習会9時30分

7月27日(月)

歯科医療安全対策講習会19時。新聞編集会議19時

政策部会19時30分。川崎

支部幹事会20時

8月3日(月)午後7時30分～

学術部研究会

老年的超越は、高齢期に高まるとされる「物質主義的で合理的な世界観から、宇宙的・超越的・非合理的な世界観への変化」を指します。高齢になり不自由が増える自身を捉え直し、感謝の気持ちが高まる「老年的超越」。今後の超高齢化社会に向けて、介護職員の教育や高齢者の支援活動に取り入れる試みもあり、非常に重要な概念となっています。

ところ 協会会議室・WEB併用

テーマ 「医療現場における老年的超越の捉え方」

講師 東京都健康長寿医療センター 准主任研究員 増井 幸恵氏

参加対象 会員(医療機関スタッフ・ご家族も可)

参加方法 ①か②いずれか

①協会会議室

②WEB参加：下記QRコード

もしくは協会HP

よりお申込み

お申込み 学術部

【QRコードは機アンインストールの登録欄です。】

7月30日(木)午後7時30分～

第646回月例研究会

低栄養は昔の話ではありません。田村好史先生は、若年女性における本疾患研究の第一人者です。低体重・低栄養を背景に、月経異常、骨量低下、耐糖能異常、心身不調を包括的に捉える新概念FUS※と、人口減の社会におけるその予防・社会的支援について詳説いただきます。

※Female Underweight Undernutrition Syndrome

ところ 協会会議室・WEB併用

テーマ 「女性の低体重／低栄養症候群とは?」

― 体調不良の原因としての低栄養 ―

講師 順天堂大学大学院 医学研究科 スポーツ医学・スポーツロジック 教授

代謝内分沁内科学 田村 好史氏

参加方法 ①か②いずれか

①協会会議室：定員120名

②WEB参加：下記QRコード

もしくは協会HP

よりお申込み

※日医生涯教育講座CCC22(体重減少・い瘦)15単位申請中

【医籍番号の入力について(下記《重要》参照)】

お申込み 研究部



7月31日(金)午後7時30分～

医療問題研究会

今回は病院でのICT(情報通信技術)の集中治療室での活用や地域医療構想における役割について、横浜市立大学附属病院・集中治療部部長の高木俊介氏にご講演いただきます。高木先生は、集中治療室における業務効率の改善、日本版遠隔集中治療の構築が主な研究テーマです。遠隔医療は、地域医療構想が掲げる「病床機能の再編」と「在宅医療の拡充」を加速させる切り札です。遠隔ICUに留まらず、かかりつけ医と都市部の専門医を繋ぐ医師間(DtoD)連携や、オンライン診療を組み込んだ日本独自の地域包括ケアの構築を目指していきます。限られた医療資源をDXで最適化し、地域間格差を解消しながら、住み慣れた土地で最期まで質の高い医療を受けられる持続可能な日本型モデルを目指します。

ところ 協会会議室・WEB併用

テーマ 「地域医療構想に資する遠隔医療の活用について」

講師 横浜市立大学附属病院 集中治療部 部長 高木 俊介氏

参加方法 ①か②いずれか

①協会会議室

②WEB参加：下記QRコード

もしくは協会HP

よりお申込み

お申込み 政策部



8月27日(木)午後1時30分～

歯科衛生士セミナー

本セミナーでは横浜歯科医療専門学校の実習室を会場に、実機を使った実践演習を行い、一人一人に丁寧なアドバイスいたします。患者さんの満足度向上につながる確かなスキルを、実習で身につけませんか。今回のセミナーは特に①自身のスキルアップをしたい方、②勉強しながら情報交換したい方、③学び直しがしたい方におすすです。痛みや不快感を軽減するスキルを身につけて信頼される歯科衛生士を目指すために、ぜひご参加ください。

ところ 横浜歯科医療専門学校・実習室(横浜西区高島1-2-15)

・各線「横浜」駅東口から徒歩9分

・みなとみらい線「新高島」駅から徒歩2分

・市営地下鉄ブルーライン「高島町」駅から徒歩6分

テーマ 「超音波スケーラー・エアスケーラー実践セミナー」

講師 横浜歯科医療専門学校 専任教員

参加費 1万9千円

参加対象 会員医療機関勤務の歯科衛生士

定員 20名(先着順)

申込方法 ①か②いずれか

①お電話でのお申込み

②下記QRコード

もしくは協会HPよりお申込み

※お申込みいただいた後、保険医協会から受付確認連絡をいたします。その後、開催が決定次第、7月下旬以降に別途参加費振込のご案内を送りいたします。

※本件に関するお問合せは、神奈川県保険医協会 歯科研究部へお願いします。会場となる横浜歯科医療専門学校へのお問合せはお控えください。

※現地での実習のため、動画配信はございません。

お申込み 歯科研究部



研究会参加費について

※《重要》神奈川県医師会の要請により、日医生涯教育講座(CCC)の単位取得を希望する場合は、①性別、②医籍登録番号、③(医師会会員の場合は)所属都市医師会名の登録が必須となります(25年4月より変更)。未入力・入力間違い等不備がある場合、単位を取得いただけませんのでご注意ください(恐れ入りますが、当会は一切の責任を負いかねます)。なお、会場参加の場合は、FAX申込時に所定の欄にご記載ください。また、WEB参加で単位取得を希望する場合は参加時間が単位取得に影響しますので、最初から最後までご参加ください。

特に記載のない研究会、講習会の参加費は無料です。参加費をいただく研究会は、電話でお申込みの上、郵便口座に参加費をお振込みください。尚、通信欄に①研究会名、②医療機関のご連絡先を必ずご記入ください。

◆郵便口座 神奈川県保険医協会 口座番号 0026002・22220

◆協会へお越しの皆様へ(お願い)

※協会に駐車場はございません。ご自身で駐車場を確保いただくか、公共交通機関をご利用ください。

※QRコードは機アンインストールの登録欄です。

会場参加のお申込み・お問合せは、協会事務局(Tel:045-313-2111)までご連絡ください

写真で綴る 第71回定時総会

福引会

当選おめでとうございます！

表彰式

功労・敬寿・研究会精勤者に表彰状・証書を授与

特賞
当選THE PREMIUM GIFT
JTB ありがとうプレミアム
「JTX」コース
厚木市 木村 聡先生

高橋 利之先生



菊地 千宏先生



白木 桃子先生



伴 孝先生



懇親会



▲(左から) 横浜市医師会・戸塚武和会長、神奈川県病院協会・吉田勝明会長、相模原市・椎橋誠子健康福祉局医療政策担当部長、小田原医師会・武井和夫副会長、神奈川県精神神経科診療所協会・赤塚英則会長

功労者表彰

評議員30年表彰を受けて

横浜市南区 洞澤 繁

天文の世界では人間の一生を天文のレベルで換算する際に、土星の公転周期を例えとして使うことがしばしばあります。公転周期とは太陽の周りを一周する時間のことですが、土星は約30年かかります。

つまり、私たちの地球の1年という公転周期の30倍近くの長い時間なのです。

私が評議員を引き受けたのは30年前のことになるので、その間に土星が1公転したということになります。人間が生きられる時間は、土星の公転が3周するかしないかの90年前後ですから、30年間評議員をしていたということは人生の三分の一、土星の1公転の間、評議員をしていたことになります。

評議員の役割を十分理解もせずに、地区代表位の軽い気持ちで引き受けさせていただいたのは、本当に申し訳ないと反省しております。私は自由な気風の中高一貫校に運よく入学した時から、出版物の作成の面白さに没入し、部活動以上に活動してきました。保険医協会の入会後も部活動の延長のように、いろいろな部会でチラシやポスター、ミニパンフレットなどを自由に作らせていただきました。

評議員としての著明な役割はできていませんが、今後も保険医協会という開業医の医療を支える団体の潤滑油の一部として、不真面目ではありますが、活動できたらと考えています。今回は表彰ありがとうございました。



敬寿会員表彰 (70歳)

目指せ！百歳長寿会員

横浜市旭区 相澤 扶美子

七十歳敬寿会員表彰を頂き、嬉しく思っています。なんと百七十九名中の一。今年度から長寿会員表彰ではなく、敬寿会員表彰と名称を改められたとのこと、これも同世代が元気に現役で働けている証拠かと思えます。

旭区で夫とともに三十五年前に開業、人生のうち半分は開業医です。開業当初は困ったことがあるたび協会に電話し、アドバイスを頂きました。開業時は一番上の長女が小学一年生、三番目の長男が一歳、三人の子育てと仕事の両立を目指し、アレルギーのある長女に症状が出たらすぐ対応できるよう、自宅・職場・保育園・小学校を徒歩十分圏内に決めました。幸い、実際に駆けつける状況にならずに済みました。その子どもたちも今や全員結婚・独立、孫は七人です。子育てが一段落した四十五歳でボウリングを始め、週三回はボウリング場に通う日々、百歳現役小児科医、百歳長寿ボウラーを目指しています。診療報酬改定があるたびに協会にお世話になりますが、これからもよろしくお願いします。



研究会精勤証授与

すぐに役立つ知見が得られる場

横浜市都筑区 村田 眞

積極的に保険医協会の研究会に参加するようになったのはコロナ禍以降だと思う。それまでも会場に足を運び直接講師の方の声を聞きながら知識を習得していたが、やはりWEB開催が主流となって気軽に受講できるようになると自然に回数も増えた。あわせて近年の医療界へのデジタル化が普及することで、今までの臨床が大きく変化していくのを感じる。この点も研究会にとっても助けられている。一方で医療管理の原点というべき施設基準にもなっている深山先生の研究会は何度も聴講させていただき、緊急対応などその度に気を引締めて診療にあたっている。

このようにすぐに臨床に役立つ知見を得られることが大きな聴講意欲の源となっている。さらに、糖尿病や高血圧などの他科の関連したテーマや、医療経済・倫理観を扱った研究会もとても興味深い。このように意図的に回数を伸ばしてきたのではなく、結果的にこうなっているのである。今後も有意義な研究会を期待します。



敬寿会員表彰 (80歳)

開業医32年間在宅医療の推移

横須賀市 野村 良彦

「かかりつけ医」、「地域医療」、「在宅医療」を旗印に開業して32年が経過した。開業当初から、第二世代在宅医のプライドと理念をもって突き進んできた。2000年から介護保険が始まり、医療・看護・介護の垣根がなくなり、病気を持った在宅患者の人生を医療面から支え、最終的に家で看取ることが在宅医の役割と心得てきた。しかし、市場原理に基づく介護保険と国民皆保険を維持してきた(在宅)医療保険は、整合性に欠けるものであった。厚労省は「それを是正するため」と言いつつ、在宅クリニックの大規模化を勧め、オンライン診療も是としてきた。それが顕著になったのは、在宅医療専門診療所が認められ、地域の外来診療なしのクリニックに所属する第四世代在宅医が増えるようになってからである。

こういう現状の中でも、私は80歳の敬寿会員となり、一勤務医師として変わらぬ理念の在宅医療を提供しつづけている。私の80歳は、医療者としての通過点であり、終活開始年齢だと捉えている。

